平成２８年（フ）第９４９２号
東京都練馬区西大泉４丁目３－５－606
債務者　寺井　雅之
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　哲郎
4　破産債権の届出期間　平成29年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０号
東京都葛飾区高砂７丁目19－６－201
債務者　大場　美穂
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　文佳
4　破産債権の届出期間　平成29年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１号
東京都江戸川区西葛西６丁目12－６－403
債務者　村野　仁也
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　義允
4　破産債権の届出期間　平成29年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２号
東京都江戸川区西葛西６丁目12－６－403
債務者　村野　由華
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　義允
4　破産債権の届出期間　平成29年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５号
茨城県古河市西牛谷520－13
債務者　中野こずえ
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　創
4　破産債権の届出期間　平成29年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５６２号
埼玉県新座市北野２丁目７番45号　カーサ北野Ｃ201号室
債務者　菅野　弥華
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目２番21号　越谷島根ビル402号
債務者　串田　敏彦
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
埼玉県熊谷市佐谷田3359番地２　ファミールタガヤＡ－101
債務者　小糸　　誠
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３３４号
埼玉県深谷市見晴町26番地１　県営深谷萱場団地７－203
債務者　中山千恵美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１２００号
千葉県船橋市金杉４丁目10番７号　グリーンガーデン202号
債務者　相山　和博
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２５５号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区12棟404号
債務者　永長　由夏
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６５号
千葉県市原市大厩1408番地20　サンビレッジⅡ202号
債務者　佐久間敬宏
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６９号
千葉県船橋市宮本２丁目４番25号　カーサベルデ102号
債務者　岩井　　京
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７５号
千葉市中央区生実町2142番地６
債務者　千坂　　健
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８４号
千葉市花見川区横戸町1485番地73
債務者　後藤　茂樹
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８５号
千葉市花見川区横戸町1485番地73
債務者　後藤　　薫
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係